

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年9月18日

【発行者名】 ヒューリックリート投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 時田 榮治

【本店の所在の場所】 東京都中央区八丁堀二丁目26番9号

【事務連絡者氏名】 ヒューリックリートマネジメント株式会社
常務取締役 CFO 企画管理本部長 一寸木 和朗

【電話番号】 03-6222-7250

【届出の対象とした募集内国投資証券に係る投資法人の名称】
ヒューリックリート投資法人

【届出の対象とした募集内国投資証券の形態及び金額】
形態：投資証券
発行価額の総額：その他の者に対する割当 539,772,000円

安定操作に関する事項 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本投資法人は、2019年9月18日開催の本投資法人役員会において発行価格等を決定しましたので、2019年9月9日付で提出した有価証券届出書及び2019年9月10日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、これらに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国投資証券(新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。)

(3) 発行数

(4) 発行価額の総額

(5) 発行価格

(15) 手取金の使途

第5 募集又は売出しに関する特別記載事項

オーバーアロットメントによる売出し等について

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

(3)【発行数】

<訂正前>

(前略)

(注2) 割当予定先の概要及び本投資法人と割当予定先との関係等は、以下のとおりです。

割当予定先の氏名又は名称		みずほ証券株式会社	
割当口数		3,000口	
払込金額		5億円(注)	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	
	代表者の氏名	取締役社長 飯田 浩一	
	資本金の額(2019年6月30日現在)	125,167百万円	
	事業の内容	金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)に基づき第一種金融商品取引業を営んでいます。	
	大株主(2019年6月30日現在)	株式会社みずほフィナンシャルグループ(95.8%)	
本投資法人との関係	出資関係	本投資法人が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している本投資法人の投資口の数(2019年2月28日現在)	767口
	取引関係	一般募集(後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項/オーバーアロットメントによる売出し等について」に定義されます。以下同じです。)の事務主幹事会社です。	
	人的関係	該当事項はありません。	
本投資口の保有に関する事項		該当事項はありません。	

(注) 払込金額は、2019年8月30日(金)現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

< 訂正後 >

(前略)

(注2) 割当予定先の概要及び本投資法人と割当予定先との関係等は、以下のとおりです。

割当予定先の氏名又は名称		みずほ証券株式会社	
割当口数		3,000口	
払込金額		539,772,000円	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	
	代表者の氏名	取締役社長 飯田 浩一	
	資本金の額（2019年6月30日現在）	125,167百万円	
	事業の内容	金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）に基づき第一種金融商品取引業を営んでいます。	
	大株主（2019年6月30日現在）	株式会社みずほフィナンシャルグループ（95.8%）	
本投資法人との関係	出資関係	本投資法人が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している本投資法人の投資口の数（2019年2月28日現在）	767口
	取引関係	一般募集（後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項/オーバーアロットメントによる売出し等について」に定義されます。以下同じです。）の事務主幹事会社です。	
	人的関係	該当事項はありません。	
本投資口の保有に関する事項		該当事項はありません。	

(注)の全文削除

(4) 【発行価額の総額】

< 訂正前 >

5億円

(注) 発行価額の総額は、2019年8月30日（金）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

< 訂正後 >

539,772,000円

(注)の全文削除

(5) 【発行価格】

< 訂正前 >

未定

(注) 発行価格は、2019年9月18日（水）から2019年9月24日（火）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」といいます。）に一般募集において決定される発行価額と同一の価格とします。

< 訂正後 >

179,924円

(注)の全文削除

(15)【手取金の使途】

<訂正前>

本件第三者割当における手取金上限5億円については、一般募集における手取金合計102億円から、取得予定資産(注1)のうち、「ヒューリック銀座7丁目ビル追加取得(20%追加取得)」及び「チャームスイート新宿戸山」の取得資金の全部に充当後の残額と併せて、チャームスイート石神井公園」の取得に係る借入金の返済資金の全部又は一部に充当し、残額がある場合は、手元資金とし、将来の特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。)の取得資金又は借入金の返済資金に充当する予定です。

(注1)取得予定資産については、後記「第二部 参照情報/第2 参照情報の補完情報/4 インベストメントハイライト/(1)「立地」に拘ったオフィス及び有料老人ホームへの厳選投資」に定義されており、「ヒューリック銀座7丁目ビル追加取得(20%追加取得)」、「チャームスイート新宿戸山」及び「チャームスイート石神井公園」を指します。なお、「ヒューリック銀座7丁目ビル追加取得(20%追加取得)」は、本投資法人が本書において使用する当該物件(追加取得)の名称です。

(注2)上記の手取金は、2019年8月30日(金)現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

本件第三者割当における手取金上限539,772,000円については、一般募集における手取金合計10,435,592,000円から、取得予定資産(注1)のうち、「ヒューリック銀座7丁目ビル追加取得(20%追加取得)」及び「チャームスイート新宿戸山」の取得資金の全部に充当後の残額と併せて、チャームスイート石神井公園」の取得に係る借入金の返済資金の全部又は一部に充当し、残額がある場合は、手元資金とし、将来の特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。)の取得資金又は借入金の返済資金に充当する予定です。

(注)取得予定資産については、後記「第二部 参照情報/第2 参照情報の補完情報/4 インベストメントハイライト/(1)「立地」に拘ったオフィス及び有料老人ホームへの厳選投資」に定義されており、「ヒューリック銀座7丁目ビル追加取得(20%追加取得)」、「チャームスイート新宿戸山」及び「チャームスイート石神井公園」を指します。なお、「ヒューリック銀座7丁目ビル追加取得(20%追加取得)」は、本投資法人が本書において使用する当該物件(追加取得)の名称です。

(注2)の全文削除及び(注1)の番号削除

第5【募集又は売出しに関する特別記載事項】

オーバーアロットメントによる売出し等について

<訂正前>

本投資法人は、2019年9月9日（月）開催の本投資法人役員会において、本件第三者割当とは別に、本投資口58,000口の一般募集（以下「一般募集」といいます。）を行うことを決議していますが、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が本投資法人の投資主であるヒューリック株式会社から3,000口を上限として借入れる本投資口の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。

本件第三者割当は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社がヒューリック株式会社から借入れた本投資口（以下「借入投資口」といいます。）の返還に必要な本投資口をみずほ証券株式会社に取得させるために行われます。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から2019年10月8日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（後略）

<訂正後>

本投資法人は、2019年9月9日（月）開催の本投資法人役員会において、本件第三者割当とは別に、本投資口58,000口の一般募集（以下「一般募集」といいます。）を行うことを決議していますが、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集とは別に、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が本投資法人の投資主であるヒューリック株式会社から借入れる本投資口3,000口の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。

本件第三者割当は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社がヒューリック株式会社から借入れた本投資口（以下「借入投資口」といいます。）の返還に必要な本投資口をみずほ証券株式会社に取得させるために行われます。

また、みずほ証券株式会社は、2019年9月21日（土）から2019年10月8日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（後略）